

弥富市の用途地域・建築規制等について

令和8年6月現在

- 弥富市は、市域全域が都市計画区域に指定されています。
- 区域区分の指定(線引き)年月日・・・昭和45年11月24日
- 用途地域については、弥富市公式サイトトップページ「弥富市情報マップ(公開型GIS)」にて確認できます。

◆ 用途地域・制限等

凡 例	建ぺい率	容積率	斜線制限			日影規制	外壁の 後退距離 ・ 絶対高さ の制限
			適用距離 ∠勾配			対象建築物の高さ>10m 平均地盤面からの高さ:4m	
			道路	隣地	北側		
第一種中高層 住居専用地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.25以下	20m ∠1.25以下	－	5m<敷地境界≤10m:4h未 満 敷地境界>10m:2.5h未 満	－
第一種住居地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.25以下	20m ∠1.25以下	－	5m<敷地境界≤10m:4h未 満 敷地境界>10m:2.5h未 満	－
第二種住居地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.25以下	20m ∠1.25以下	－	5m<敷地境界≤10m:4h未 満 敷地境界>10m:2.5h未 満	－
準住居地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.25以下	20m ∠1.25以下	－	5m<敷地境界≤10m:4h未 満 敷地境界>10m:2.5h未 満	－
近隣商業地域	80%以下	200%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	5m<敷地境界≤10m:5h未 満 敷地境界>10m:3h未 満	－
商業地域	80%以下	400%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	－	－
準工業地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	5m<敷地境界≤10m:5h未 満 敷地境界>10m:3h未 満	－
工業地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	－	－
工業専用地域	60%以下	200%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	－	－
用途指定の無い地域 (市街化調整区域)	60%以下	200%以下	20m ∠1.5以下	31m ∠2.5以下	－	5m<敷地境界≤10m:4h未 満 敷地境界>10m:2.5h未 満	－

※建築基準法や愛知県建築基準条例(角地緩和、がけ条例等)に関する内容については、
愛知県建築局建築指導課確認第一グループ(052-961-9720)若しくは第二グループ(052-961-9717)へお問い合わせください。
但し、指定確認検査機関へ提出される確認申請のご相談につきましては、直接各機関までお願いします。

◆ その他の地域地区等

凡例	対象地域	詳細についての問い合わせ先
建築基準法第22条区域	全域	愛知県建築局建築指導課(052-954-6586)
工業用水法指定地域	全域	愛知県海部県民事務所環境保全課(0567-24-2111)
県条例による揚水規制区域	全域	愛知県海部県民事務所環境保全課(0567-24-2111) (飲用水については、弥富市市民生活部環境課)
津波災害警戒区域	全域(一部区域を除く※)	愛知県建設局河川課(052-954-6556) ※市ホームページにて確認してください。
高潮浸水想定区域		
宅地造成等工事規制区域	全域	愛知県 都市・交通局 都市計画課 盛土対策室(052-954-6119)
都市機能誘導区域	一部区域	弥富市建設部都市整備課
居住誘導区域	一部区域	
地区計画区域	駒野町、前ヶ平の一部	国土交通省木曽川下流河川事務所弥富出張所(0567-67-0229)
河川保全区域 (木曽川)	河川区域から40m	
〃 (鍋田川)	河川区域から20m	
〃 (宝川)	河川区域から18m	
(参考:孫宝排水機場より下流)	河川区域から18m	愛知県海部建設事務所維持管理課(0567-24-2162)
〃 (善太川の一部)	河川区域から18m	
(参考:善太橋より下流)		
海岸保全区域	名古屋港海岸	
臨港地区	楠、富浜	名古屋港管理組合(052-661-4111)
生産緑地地区	市街化区域	弥富市建設部都市整備課
埋蔵文化財	一部区域	歴史民俗資料館(0567-65-4355)※月休館日

【その他、該当しない地域地区等】
特別用途地区 〳 特定用途制限地域 〳 特例容積率適用地区 〳 高層住居誘導地区 〳 高度地区・高度利用地区 〳 特定街区 〳 都市再生特別地区・特定用途誘導地区 〳 防火地域・準防火地域 〳 特定防災街区整備地区 〳 災害危険区域 〳 景観地区 〳 風致地区 〳 駐車場整備地区 〳 歴史的風土特別保存地区 〳 歴史的風土保存地区 〳 緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域 〳 流通業務地区 〳 伝統的建造物群保存地区 〳 航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区 〳 建築協定締結地域 〳 区画整理区域 〳 砂防指定地

- ◆ これらの規制等については、各法令を所管する組織の公式サイト等の情報を収集した結果です。念のため、ご自身でもご確認ください。